

国土交通省からのお知らせ②

短期入院協力病院・短期入所協力施設をご紹介します。

1. 短期入院協力病院・短期入所協力施設とは

国土交通省では、「介護料受給資格をお持ちの方」の短期入院・短期入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内（リハビリ目的での短期入院を利用する場合は30日以内））を積極的に受け入れする一般病院を「短期入院協力病院」（うち10カ所を「重点支援病院」、障害者支援施設等を「短期入所協力施設」（うち5カ所を「重点支援施設」）として指定しています。

【短期入院協力病院とは】

「介護料受給資格をお持ちの方」を積極的に受け入れするとともに、以下のような環境が整っている一般病院を「短期入院協力病院」として指定しています。

- 医学的管理の下に、医師による診察、検査及び経過観察を受けられること。
- 介護されている家族の方が、専門家から在宅介護技術（病状観察法、入浴法、食事法など）及びケアの方法等の助言・指導を受けられること。

【短期入所協力施設とは】

「介護料受給資格をお持ちの方」を積極的に受け入れるとともに、以下のような環境が整っている障害者支援施設等を「短期入所協力施設」として指定しています。

- 介護者が介護からの休息を得るためや、冠婚葬祭への出席等により、一時的に介護できなくなった場合において、介護者に代わって介護サービスが提供できること。

2. 全国に短期入院協力病院は202カ所（うち重点支援病院10カ所）、短期入所協力施設は143カ所（うち重点支援施設5カ所）あります。（令和6年4月1日現在）

国土交通省が指定する協力病院及び協力施設の詳細は右記QRコードを読み取りいただき、「短期入院協力病院・短期入所協力施設のご案内（令和6年3月）」よりご確認ください。



【利用したいときには】

病院・施設の概要、ご利用の時期・期間、ご利用できるサービスの内容、具体的な申込方法などについて、協力病院・施設等に直接ご相談いただくほか、ナスバの各支所でもご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

【お詫び】

「短期入院協力病院・短期入所協力施設のご案内（令和6年3月）」について、以下のページに誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

P113 医療法人社団蘇生会 蘇生会総合病院
お問い合わせ先

誤) 電話：075-612-3101（代表）

正) 電話：0570-071-101（代表）

P146 特定医療法人茜会 脳神経筋センター よしみず病院
病院から一言

誤) 令和3年12月1日から新千吉良店

正) 令和3年12月1日から新築移転

3. 新たに協力病院5カ所及び協力施設7カ所を指定しました（令和6年3月29日）

【短期入院協力病院（新規）】

都道府県	病院名	所在地	電話番号
茨城	医療法人三星会 茨城リハビリテーション病院	守谷市同地字仲山360	0297-48-6111
埼玉	医療法人靖和会 飯能靖和病院	飯能市下加治137-2	042-974-2311
長野	医療法人暁会 仁愛病院	伊那市西町4906	0265-78-3333
大阪	医療法人社団美咲会 えびえ記念病院	大阪市福島区海老江2-1-36	06-6458-7171
福岡	社会医療法人財団白十字会 白十字リハビリテーション病院	福岡市西区石丸3-3-9	092-891-2611

【短期入所協力施設（新規）】

都道府県	施設名	所在地	電話番号
岩手	社会福祉法人康済会 障害者支援施設 うぐいすの郷	岩手郡雫石町西安庭第26地割 130-1	019-692-5888
山梨	社会福祉法人ぎんが福祉会 障害者支援施設 コスモス	甲斐市竜王267-3	055-278-2266
三重	社会福祉法人聖マッセヤ会 障害者支援施設 聖マッセヤ心豊苑	津市産品字中の谷732-1	059-237-5000
和歌山	社会福祉法人博寿会 特別養護老人ホーム さくら苑	橋本市高野口町大野1844-133	0736-44-1189
佐賀	社会福祉法人佐賀整肢学園 障害者支援施設 からつ医療福祉センター・久里双水園	唐津市双水2806	0955-78-3065
佐賀	社会福祉法人佐賀整肢学園 障害者支援施設 佐賀整肢学園・オークス	佐賀市金立町大字金立168-1	0952-98-3770
佐賀	社会福祉法人佐賀整肢学園 グループホームあつたか	佐賀市金立町大字金立172-1	0952-98-3770

4. 短期入院協力病院・短期入所協力施設等のご利用にあたって

ご家族の事情により急に利用せざるを得ない状況になった場合、利用方法や手続き、ご利用される協力病院・施設等の環境がわからないという不安をいだかないためにも、お近くの協力病院・施設等のお試し利用や職員との面談等による情報共有を行うことを考えられてはいかがでしょうか。

いざというときには、試す時間はございませんし、協力病院・施設等を初めて利用することは介護料受給資格をお持ちの方のご負担になります。いざというときに安心してお任せすることができる病院や施設をお探ししたり、お試することは大切です。

短期入院・入所の利用に関しまして、ご不明な点（利用方法、協力病院・施設等へのコンタクト）等がございましたら、ナスバにてご案内いたしますので、お近くのナスバ支所にご相談ください。

国土交通省からのお知らせ③

令和6年度も実施する「受入環境整備事業」をご紹介します。

いわゆる「介護者なき後」を見すえ、被害者ご本人及びご家族が安心して生活を送ることができる環境を整備するため、今年度も引き続き**障害者支援施設及びグループホーム**に対して、**介護器具導入や人件費等に係る経費への補助**を実施します。日頃利用している施設やグループホームへご紹介ください。

1. 補助の要件

自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が入所していること、又は今後、具体的な入所の見込みがあること等

- ・ ナスバ介護料受給資格者
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級以上に該当する者

2. 補助対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

今年度は、選定期間に関わらず、上記期間を補助対象とする予定です。

3. 補助の内容

※開設（増設）2年目以降の補助上限額は、自動車事故による重度後遺障害者の受入れ状況によって減額されることがあります。

開設(増設)1年目

職員賃金

介護器具
購入費

求人情報
発信費

研修受講費

補助上限額 1施設 **1,500万円**

開設(増設)2年目以降

職員賃金
改善費

介護器具
購入費

求人情報
発信費

研修受講費

補助上限額 1施設 **1,000万円**

4. 公募期間

令和6年6月3日～8月2日と令和6年11月～令和7年1月頃の2回を予定しており、決定次第、下記QRコードのHPへの掲載とプレスリリースをいたします。



国土交通省HP



公式Xアカウント



@jibaiseki_mlitt

制度に関するお問い合わせ先
物流・自動車局保障制度参事官室
TEL : 03-5253-8111(内線41418)
Mail : hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp

国土交通省からのお知らせ④

令和6年度も実施する「在宅療養環境整備事業」をご紹介します。

いわゆる「介護者なき後」においても在宅生活を選択できる環境を整備するため、今年度も引き続き居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に対して、**人件費等に係る経費への補助**を実施します。日頃利用している居宅介護・重度訪問介護事業所へご紹介ください。

1. 補助の要件

自動車事故による重度後遺障害者（以下の要件のいずれかを満たす方）が利用していること、又は今後、具体的な利用の見込みがあること等

- ・ ナスバ介護料受給資格者
- ・ 自動車損害賠償保障法施行令 別表第1第2級以上に該当する者

2. 補助対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

今年度は、選定時期に関わらず、上記期間を補助対象とする予定です。

3. 補助の内容

開設1年目

職員賃金

求人情報
発信費

研修受講費

補助上限額 1施設 300万円

開設2年目以降

職員賃金
改善費

求人情報
発信費

研修受講費

補助上限額 1施設 200万円

4. 公募期間

令和6年6月3日～8月2日と令和6年11月～令和7年1月頃の2回を予定しており、決定次第、下記QRコードのHPへの掲載とプレスリリースをいたします。



● ナスバからのお知らせ ●

次回（9月期）の介護料請求について

介護料請求書類提出期日：各主管支所より事前に通知します

請求対象：令和6年6月～令和6年8月分

提出書類：「介護料請求書」

「訪問看護等費用領収証明願などの証明書類」添付

⚠️ = 労災保険や介護保険とナスバの介護料は併給できません！ = ⚠️

介護料受給資格者が、労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付や介護保険法に基づく介護給付及び予防給付（居宅介護サービス、福祉用具レンタル等）を受けた場合は、**「介護料受給資格喪失」**となり、重複して保険給付を受けた期間に受給した介護料は返還していただくこととなりますのでご注意ください。

※ 気になる点等、詳細は最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)にお問い合わせ下さい。

● 注意すべきケース例 ●

【労災保険】

業務上又は通勤途上における事故で受傷された方が、当初は労災保険の介護（補償）給付を受けていなかったが、その後、労働基準監督署から請求教示があり、労災保険の給付を受けることになったケース。

● 注意すべきケース例 ●

【介護保険】

65歳になるまで障害者総合支援法に基づくサービスを使っていた方が、その後も利用しているサービスの名称や内容に変化がなかったため、介護保険に基づくサービスに切り替わっていたことに気付かなかったケース。

※特に介護保険対象年齢にあたる65歳以上の方はご注意ください！※

介護保険の対象年齢となる65歳以降の受給者において、引き続き、障害者支援サービスの利用を希望される場合、その可否は、在住されている自治体において個別に判断されます（原則、介護保険サービスの利用が優先されます。）。

このため、障害者支援サービスの引き続きの利用を希望することに関係して、受給者等が自治体に申し入れを行う機会がありましたら、ご希望により、その際にナスバ職員が同行して自治体(特別区・市町村の障害福祉および介護保険の担当等)に対し、介護料制度、介護料と介護保険との関係性等の説明を行うお手伝いは可能ですので、65歳になる前に、一度、最寄りのナスバ(主管)支所(P29参照)、訪問支援の際や各主管支所の在宅介護相談窓口(裏表紙参照)にお問い合わせください。

なお、ナスバからは、医療・保健福祉の観点からのコメント（当事者への適切な介護サービスの内容について等）はできません。

また、40歳以上65歳未満の方が、16種類の特定疾病が原因で要介護状態となった場合には、申請により介護保険第2号被保険者となる場合もあり、この場合も「介護料受給資格喪失」となりますので、担当のケアマネージャーと意思疎通を図り、十分にご注意下さい。

～訪問支援のご協力をお願いします～

(ナスバから訪問支援の連絡があった際は、ご協力をお願いいたします。)

ナスバでは、受給資格者やその介護者の方を対象に訪問支援を行っております。

日頃の介護に関する悩みやご相談を伺って、必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度（介護用品の購入に対する助成や短期入院・入所制度等）のご案内やナスバへのご要望についてもあわせてお伺いしています。

日程の調整を行いながら順次実施しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。

(一部支所では、平日のみでなく、土曜日でも対応可能な日があります。)

また、個別に訪問支援を希望する方がいらっしゃいましたら、お気軽に最寄りのナスバ(主管)支所（P 2 9 参照）にご相談ください。

※なお、訪問支援においては、介護保険や労災保険等との併給がないかどうかについても確認させていただいております。

みなさまにはお手数をおかけしておりますが、重ねてのご協力をお願いいたします。

訪問支援は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国の緊急事態宣言や各都道府県単位の不要不急の外出自粛要請等が発令される場合は、対面による訪問支援を中止し、下記リモート方式の訪問支援に切り替えて実施する場合があります。

感染対策については、個人の判断が基本となりましたが、訪問支援においては、アポイントを取ったうえで、訪問当日は、訪問実施者の検温、訪問直前の「手指の消毒」、「マスクの着用」等の感染予防対策を実施することとし、発熱又は体調不良があった場合、訪問を中止します。また、実施にあたっては、「密閉」「密集」「密接」にならないよう留意します。

Webを活用したリモート方式による訪問支援を実施しています

パソコン、スマートフォン及びタブレットなどを使用したオンラインによる訪問支援を引き続き実施しています。

リモート方式による訪問支援を希望される方（インターネットに繋がる機器をお持ちでない方には、当該機器を無料でお貸しすることができます）は、訪問支援のご案内がありましたら最寄りのナスバ(主管)支所（P 2 9 参照）にお伝え願います。

(リモート方式による訪問支援の留意点)

- ・現在は、オンラインツール「Zoom」又は iPhone 等による「FaceTime」にてご案内しています。
- ・貸出しする機器は「タブレット端末・広角レンズ・モバイルWi-Fiルーター」です。
- ・貸出しする機器を使用する場合を除き、発生する通信料はご負担いただきます。

引き続き、ご理解、ご協力方、よろしくご協力いたします。

リハビリ目的の短期入院について

リハビリ目的の利用なら入院期間の上限が30日になります。

令和4年4月1日から、リハビリ目的で短期入院を利用する場合に限り、**1回あたりの入院期間が2日～最長30日まで**利用できるようになりました。

※「リハビリ目的」での短期入院であれば、その期間中にリハビリ以外の治療（検査等）を受けた場合でも対象になります。詳しくはナスバ（主管）支所（P29参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

※変更点

従来	目的問わず	2～14日以内	上限日数・上限金額 45日以内 かつ 45万円以内 (変更無し)
R4.4.1～	リハビリ目的	2～30日以内	
	リハビリ目的 以外 (レスパイト、検査等)	2～14日以内	

※請求例

リハビリのための入院 20日間
 ・20日間の入院費用
 （室料差額・食事負担額） 10万円
 ・移送費 3万円



年間の上限日数45日のため
 残日数は25日間
 年間の上限金額は45万円のため
 残金額は32万円

◆必要書類◆

- ① 様式12号の2 (短期入院・入所に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願)
- ② 領収書または様式12号の2への病院による証明印
- ③ 入院診療計画書（※入院期間が15日以上になった場合のみ：リハビリでの入院であることが記載されているものが必要になります。）

◆注意点◆

- ① リハビリ目的の入院で入院期間が15日以上となった場合は、請求の際、領収書のほかに、リハビリでの入院がわかる『入院診療計画書』(30日以内のもの)の提出が必要になります。
- ② 助成対象は入院費用全体ではなく、従来どおり移送費、室料差額・食事負担額、ヘルパー等費用（変更なし）です。
- ③ 年間の上限日数・上限金額は、従来どおり45日以内かつ45万円以内(変更なし)です。
- ④ リハビリ目的以外の短期入院・入所は、従来どおり原則2日から14日以内の期間が助成対象（変更なし）です。
- ⑤ リハビリ目的の場合のみ介護料申請における入院日数は30日まで拡充されますが、リハビリによる入院受入の可否は、各病院へお問い合わせください。

不明な点は、ナスバ（主管）支所 P 29 参照）又は訪問支援の際にお問い合わせください。

ナスバ介護料の 請求が

ご希望につきパソコンでも利用
できるようになりました！

スマホで 簡単・ 便利に！



▲
ナスバ介護料
ポータルは
こちら



ナスバちゃん

2024年4月よりナスバ介護料ポータルを開設します！
スマホを使ってオンライン請求や支給金額の確認などが

- ✓ いつでもできます！
- ✓ どこからでもできます！

ナスバのホームページからマイページにアクセス！

マイページに登録！

留意点

- マイページから可能な介護料請求は下限額の場合のみです。下限額を超えての請求をされる場合は、これまでどおり郵送での受付となります。
- 介護料の請求はスマホ・タブレット・パソコンで可能です。
- メールでの介護料請求は2024年3月請求期をもって廃止になります。
- マイページ利用にかかる通信料は利用者様の負担となります。



独立行政法人自動車事故対策機構

～『公益財団法人 交通遺児等育成基金』の給付事業のご案内～

【重度後遺障害を負われた方の児童も対象になります】

交通遺児等育成基金では、自動車事故により重度後遺障害を負われた方の児童（義務教育修了前(0歳～15歳)）が属する、生活困窮家庭を対象に生活・学業のための資金の給付等を行う支援給付事業（社会福祉事業）を実施しております。詳細については以下をご覧くださいの上、ご不明な点があれば下記までお問い合わせ下さい。

●越年資金

金額	(中学生以下の) 児童 1 人につき30,000円
支給時期	令和6年12月10日 (火)
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭に対して、新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和6年11月8日 (金)

●入学支度金

金額	小中学校へ入学する児童 1 人につき60,000円
支給時期	令和7年3月10日 (月)
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭の児童が小学校・中学校に入学する際にお祝いとして支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：令和7年2月14日 (金)

●進学等支援金

金額	進学または就職する児童 1 人につき60,000円
支給時期	令和7年2月10日 (月) (第1回支給日。以降は申込・審査終了後、随時支給。)
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭の児童が義務教育を終了し、上級学校に進学または就職する場合に激励として支給します。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：1月20日 (月) (第1回締切日。以降6月末日まで随時受付。)

●緊急時見舞金

金額	①児童またはその扶養者が死亡または重度後遺障害を負った場合 1 家庭につき100,000円 ②災害により児童の居住する家屋が全壊・半壊の被害を受けた場合 1 家庭につき100,000円 ③その他被害 1 家庭につき50,000円
支給時期	申込確認後随時
概要	自動車事故被害者家庭（義務教育終了前の児童がいる家庭）のうち、特に生活困窮度の高い家庭が不幸や災害被害に遭われた場合にお見舞い金として支給します。 ※申込にあたっては、事前にご連絡下さい。
手続き・提出期限	手続方法：申込書・証明書等 ⇒ 郵送 提出期限：随時受付

◆お問い合わせ先：公益財団法人 交通遺児等育成基金

電話 0120-16-3611(通話料無料) または 03-5212-4511

ホームページ <http://www.kotsuiji.or.jp>

～重度障がい者のマイナンバーカードの取得について～

令和6年12月2日から現行の健康保険証は廃止され、今後は、マイナンバーカードと健康保険証が一体となった「マイナ保険証」へ移行されます。

マイナンバーカードを取得するには、規格に合致した顔写真を用意し、申請と受け取りを本人が行うことが原則ですが、それが難しい重度障がい者の方もマイナンバーカードの取得は可能です。申請のポイントをまとめましたので、申請手続きの際のご参考にしてください。個々の状況や市町村ごとの対応が異なることがありますので、ご不明な点は、「マイナンバーカード総合サイト」や各市町村の窓口にお問い合わせください。

申請のポイント

●写真の準備

やむえない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合は、以下のいずれかの対応で使用可能となります。

- ・交付申請書の表面の氏名欄に「病気により片目が開かない」など具体的に理由を記載して、交付申請書を送付してください。
- ・[マイナンバー総合フリーダイヤル\(0120-95-0178\)](https://www.mynumber.go.jp/)に電話して、申請書IDをお伝えください。この場合、各市町村の窓口で、マイナンバーの交付時にご事情を確認することがあります。また、顔写真以外の理由で不備となることがあります。

●申請方法

- ・パソコンやスマートフォン等によるオンライン申請、郵送による申請、各市町村の窓口で申請する方法があります。（オンライン申請または郵送による申請を行えば、本人確認などの手間は不要になります。）

●受け取り方法

- ・マイナンバーカードの交付申請を行うと、概ね1か月で市町村から交付通知書（はがき）がご自宅に届きます。
- ・必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、ご本人が受け取りに行きます。交付場所は、交付通知書（はがき）に記載されています。
- ※ご本人が病気、身体の障がい、その他やむえない理由により、交付場所に行くことが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。ただし、代理人が受け取る場合は、本人分と代理人分の本人確認が必要となります。また、法定代理人等が受け取る場合は、各市町村により必要な持ち物が異なりますので、各市町村の窓口にお問い合わせください。

●必要な持ち物

- ・交付通知書
- ・本人確認書（有効期間内のもの）
顔写真付きの本人確認書類は1点
その他は2点（例：健康保険証＋年金手帳）
【下記3点はお持ちの方のみ】
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード

●マイナンバーカードを健康保険証として登録する方法

- ・医療機関や薬局の受付（カードリーダー）で登録、「マイナポータル」から登録、セブン銀行ATMから登録する方法があります。

●詳しくは「マイナンバーカード総合サイト」、「マイナンバーカードの健康保険証利用について」をご参照ください。

- ・「マイナンバーカード総合サイト」



- ・「マイナンバーカードの健康保険証利用について」



●発行済の健康保険証の経過措置

- ・既に発行済みの健康保険証は、改正法の経過措置により最長1年間は引き続き使用できますが、その1年よりも前に有効期間が到来する場合は、その有効期間までしか使用できません。保険証の有効期間については、保険者にお問い合わせください。

●マイナ保険証を所有していない方への対応

- ・健康保険証の廃止後、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付されます。
- ・資格確認書の有効期限は、保険者が設定することとされていますので、保険者にお問い合わせください。

【お詫びと訂正】

「ほほえみ」2024年「春号」第85号の掲載記事（P8:〇短期入所について）に、文字が見えなくなっている不備がございました。読者の皆さま並びに関係各位にご迷惑をお掛けしましたことお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

正：定期的な短期入所につなげていくことが大切であると思っています。

また、お配りしております「介護料受給の手引き」（令和6年4月改定）に掲載しました様式第5号（受給資格喪失届）につきましては、掲載後に変更がございましたので、ご利用になられる場合は、最寄りのナスバ(主管)支所にご連絡ください。

●「相談支援業務」のご案内●

国土交通省では、ナスバにおける相談支援業務の一環として、自動車事故被害者・遺族団体による相談支援業務を開始しました。相談支援業務は、自動車事故被害者等の皆様の精神的負担の軽減を図るため、同じ悩みを持つ当事者が所属する自動車事故被害者・遺族団体が、無料で相談をお受けするものです。お気軽にご相談ください。

<相談窓口一覧>

主管	団体名	電話番号	開設時間
札幌	NPO法人コロボックルさっぽろ (北海道札幌市)	050-3149-4035	月～金 10:00～21:00
仙台	特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ (岩手県盛岡市)	050-3149-4015	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
仙台	一般社団法人どんまいネットみやぎ (宮城県仙台市)	050-3150-5169	月～金 10:00～21:00
東京	一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク (東京都中央区)	050-3149-3929	月～金 10:00～21:00
東京	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 (東京都目黒区)	050-3149-3927	月～金 10:00～18:00
東京	一般社団法人関東交通犯罪遺族の会(あいの会) (東京都豊島区)	050-3116-1515	火～日 11:00～22:00
東京	特定非営利活動法人いのちのミュージアム (東京都日野市)	050-3149-4003	木～日 9:00～17:00、18:00～21:00
名古屋	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓 (愛知県名古屋市)	050-3150-5146	月、水、金 10:00～21:00
大阪	兵庫頭脳損傷者連絡会 (兵庫県三田市)	050-3149-4041	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	社会福祉法人萌生会高次脳機能障害サポートネットひろしま (広島県広島市)	050-3150-5138	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	NPO法人日本頭脳損傷LifeNet (広島県廿日市市)	050-3150-5115	月～金 9:00～17:00、18:00～21:00
広島	グリーフサポートやまぐち (山口県防府市)	050-3149-4043	月～日 9:00～18:00、19:00～22:00

※自動車事故被害者の方のための相談窓口一覧となります。

※もし電話して繋がらなかった場合、留守番電話サービスに移行します。お手数ですがお名前やこの後電話可能な時間等を残していただき、相談支援業務実施団体からの折り返し電話をお待ちください。

※休暇予定など詳細につきましては、以下のHPをご覧ください。

※相談窓口一覧は、ナスバHPにも掲載されています。

https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/soudan-shien_01.pdf



● ナスバ所在地一覧 ●

令和6年6月1日現在

名称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
本部	〒130-0013	東京都墨田区錦糸3丁目2番1号 アルカイスト19階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	〒060-0032	札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8F	011-218-8155	011-218-8156
函館支所	〒041-0806	函館市美原1-18-10 函館東京海上日動ビル3F	0138-88-1007	0138-44-0555
釧路支所	〒085-0018	釧路市黒金町7-4-1 太平洋興発ビル2F	0154-32-7021	0154-32-7023
旭川支所	〒079-8442	旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2F	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	〒984-0015	仙台市若林区御町5-8-3 宮城県トラック会館2F	022-204-9902	022-782-1825
福島支所	〒960-8031	福島市栄町7-33 福島トヨタビル	024-522-6626	024-522-6627
岩手支所	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル	019-652-5101	019-652-5150
青森支所	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0551	017-739-0552
山形支所	〒990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2F	023-609-0500	023-615-6037
秋田支所	〒010-0962	秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2F	025-283-1141	025-283-1143
長野支所	〒381-8556	長野市南長池710-3 長野県トラック会館2F	026-480-0521	026-263-1570
石川支所	〒920-8213	金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2F	076-239-3207	076-239-3208
富山支所	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1F	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8F	03-3621-9941	03-3621-9944
神奈川支所	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館	045-471-7401	045-471-7405
千葉支所	〒261-7125	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビズ新カデデンリアウエスト25F	043-350-1730	043-350-1731
埼玉支所	〒330-0062	さいたま市浦和区仲町3-12-6 J・S-1ビル6F	048-824-1945	048-824-1946
茨城支所	〒310-0026	水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル	029-226-0591	029-226-0592
群馬支所	〒370-0006	高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館	027-365-2770	027-365-2771
栃木支所	〒320-0811	宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2F	028-651-2701	028-651-2703
山梨支所	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館3F	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	〒460-0003	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋A Tビル8F	052-218-3017	052-218-3018
静岡支所	〒420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル1F	054-687-3421	054-205-1617
岐阜支所	〒500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル	058-263-5128	058-263-0051
三重支所	〒510-0085	四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8F	059-350-5188	059-350-5189
福井支所	〒910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル6F	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通F Nビル10F	06-6942-2804	06-6942-2807
京都支所	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-694-5878	075-694-5875
兵庫支所	〒651-0083	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11F	078-271-7601	078-271-7603
滋賀支所	〒524-0104	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8290	077-585-8291
奈良支所	〒630-8122	奈良市三条本町9-2-1 J R奈良伝宝ビル6F	0742-32-5671	0742-32-5672
和歌山支所	〒640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル7F	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	〒733-0036	広島市西区観音新町2-4-25 第一豊興ビル1F	082-297-2255	082-297-2251
鳥取支所	〒680-0006	鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル	0857-24-0802	0857-24-0861
島根支所	〒690-0007	島根県松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3F	0852-25-4880	0852-25-4887
岡山支所	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館	086-232-7053	086-231-6742
山口支所	〒753-0814	山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	〒760-0066	高松市福岡町3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル	087-851-6963	087-851-6962
徳島支所	〒770-0003	徳島市北田宮2-14-50 徳島県トラック会館	088-631-7799	088-631-7781
愛媛支所	〒791-1114	松山市井門町1081番地1 愛媛県トラック総合サービスセンター1F	089-960-0102	089-960-0103
高知支所	〒781-8016	高知市南の丸町5-17 高知県トラック会館	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	〒812-0016	福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4F	092-451-7751	092-451-7753
佐賀支所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4F	0952-29-9023	0952-29-9024
長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル(旧:住友生命長崎ビル)11F	095-821-8853	095-821-8854
熊本支所	〒860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビル6F	096-322-5229	096-322-5261
大分支所	〒870-0905	大分市向原西1-1-27 大分県トラック会館3F	097-558-3155	097-558-3156
宮崎支所	〒880-0913	宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2F	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿児島支所	〒890-0062	鹿児島市与次郎2-4-35 K S C鴨池5F	099-213-7250	099-213-7252
沖縄支所	〒900-0021	那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3F	098-916-4860	098-835-4214

※上記の各主管支所では、介護料を受給されている皆様とご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。詳しくは本誌裏表紙をご参照ください。

● 在宅介護相談窓口(電話相談)のご案内 ●

ナスバでは、各主管支所に「在宅介護相談窓口」(以下「相談窓口」といいます。)を開設しています。開設曜日と時間帯は次表のとおりです。

この「相談窓口」は、読者の皆さまの精神的サポートの一環として開設しており、看護師や介護福祉士などの専門的な資格と経験をあわせ持つ相談員を配置することにより、読者の皆さまからの電話によるご相談に対応しています。

介護に関するご相談をはじめとする様々な内容につきまして、お気軽にご利用下さい。

主管支所名	電話番号	曜日	時間帯
札幌主管支所	011-218-8155	木	13:00-17:00
仙台主管支所	022-204-9902	金	10:00-12:00 13:00-15:00
新潟主管支所	025-283-1141	(第2,第4) 木	9:00-12:00 13:00-16:00
東京主管支所	03-3621-9941	火・金	9:00-12:00 13:00-16:00
名古屋主管支所	052-218-3017	木	13:00-17:00
大阪主管支所	06-6942-2804	水	13:00-17:00
広島主管支所	082-297-2255	毎開業日	9:00-12:00 13:00-17:15
高松主管支所	087-851-6963	金	10:00-12:00 13:00-15:00
福岡主管支所	092-451-7751	木	13:00-17:00

ナスバ交通事故被害者ホットラインのご案内

【ナスバ交通事故被害者ホットライン】では、交通事故被害者やそのご家族等の皆様のお困り事の内容に応じて、無料で相談いただける窓口をご案内しています。

NASVA
交通事故被害者ホットライン
☎0570-000738

※受付時間 10:00~12:00
13:00~16:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。
固定電話からは、通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。
※IP電話からは、03-6853-8002 をご利用下さい。

「ほほえみ」2024年『夏号』第86号
令和6年6月30日発行

発行 独立行政法人自動車事故対策機構
〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1
TEL 03-5608-7560
FAX 03-5608-8610
ホームページ <https://www.nasva.go.jp>